資料２

下水道使用料改定について（市報原稿案）

安定的かつ継続的に下水道事業経営を維持していくために、令和９年４月１日に下水道使用料の改定を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

改定の背景

○東京都への負担金の増加

市から出た汚水は、市の施設ではなく、東京都が整備、管理している水再生センターで処理されています。この水再生センターを運転、維持するための費用（燃料費、人件費、修繕費など）は、利用している市町村それぞれで分担して負担しています。

昨今の物価高騰、人件費、施設の維持管理費の上昇に伴い、令和８年度より東京都への負担金が引き上げられました。

○施設の老朽化

市の下水道は、昭和44年の事業着手後、18年の歳月をかけて整備を進め、昭和62年４月に市全域で水洗化が可能となりました。

これらの下水管が、標準耐用年数の50年を超えています。

下水道施設は、皆様が健康で快適な文化生活を営む上で必要不可欠なものです。下水道事業では、将来にわたって下水道施設を安定的かつ継続的に維持していくことが必要です。

今後、老朽化した下水道施設の維持管理のため、費用の増加が見込まれます。また、この費用も物価高騰、人件費の上昇の影響を受けます。

○使用料収入の減少

下水道事業は、皆様からの下水道使用料によって賄われています。

今後、人口の減少、節水型機器の普及による生活排水の減少により、下水道使用料収入の減少が見込まれます。

これらのことから、今後、下水道事業の収支のバランスが崩れることが見込まれます。

これを受け、令和８年第１回小金井市議会定例会での小金井市下水道条例改正の議決を経て、下水道使用料の改定が決定しました。